

北九州市条例第25号

北九州市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成14年北九州市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「61人」を「57人」に改める。

第2条中 「門司区 7人」「門司区 6人」「若松区
小倉北区 12人」を 小倉北区 11人」に、 八幡東区
6人 「若松区 5人
5人」を 八幡東区 4人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の北九州市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日が告示される一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。